

各自治体の流入車対策の取組について

1. 現状

全国の自動車 NO_x・PM 法対策地域を有する 8 都府県のうち、三重県を除く 7 都府県では、条例や要綱により、自動車排出窒素酸化物や粒子状物質の排出抑制を目的とする流入車対策を実施しています。

2. 流入車対策の手法

平成 15 年 10 月 1 日から、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 の 1 都 3 県では、各都県の条例により粒子状物質 (SPM) の排出基準を満たさないディーゼル車の運行を禁止しています。

兵庫県では平成 16 年 10 月から、自動車 NO_x・PM 対策地域内の工業地域を中心とした一部地域について、排出基準を満たさない車両の運行を禁止しています。

また、大阪府では、平成 21 年 1 月から条例により、府内の対策地域内では、排出基準を満たさない車両の発着や適合標章の表示のない車両での発着を禁止しています。

愛知県は、平成 22 年 8 月から、要綱で、県内の対策地域内では、自動車 NO_x・PM 法の排出基準を満たさない車両の発着をしないよう、運送業者や荷主等の努力義務を規定しています。

これらの手法では、自動車 NO_x・PM 法の規制対象車両は、使用の本拠の位置に関係なく対策の対象となります。(詳細次頁)

自動車NOx・PM法による車種規制と各都府県条例等による運行規制の内容比較

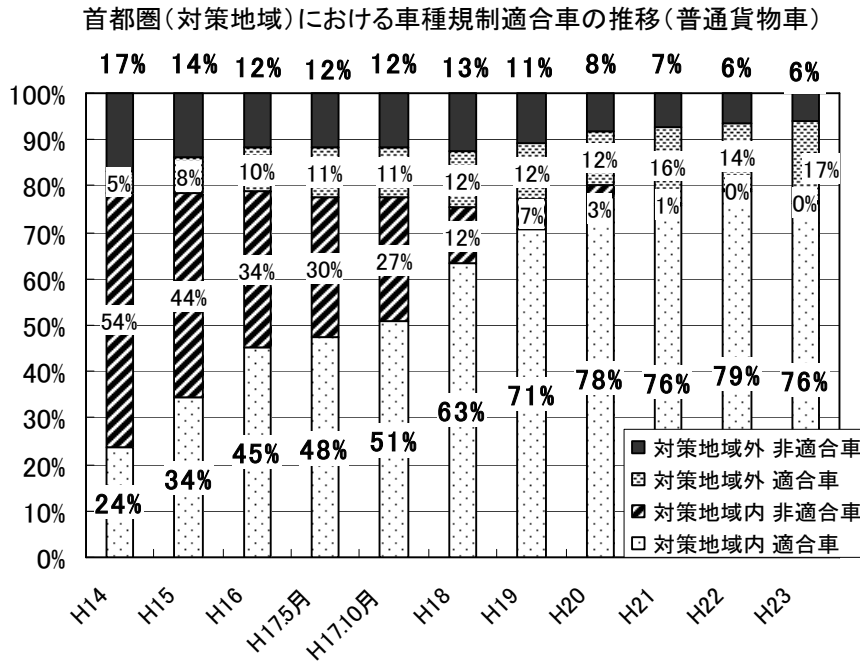
令者	国(環境省・国土交通省) 自動車NOx・PM法	大阪府 条例	兵庫県 条例	東京、神奈川、千葉、埼玉 条例	愛知県 要綱	
規制の内容	排出基準を満たしていない車両の、対策地域内新規登録、継続検査不可	排出基準を満たしていない車両の、対策地域内を発着することの禁止	排出基準を満たしていないディーゼル車の対策地域運行禁止(一部路線は除外)	排出基準を満たさないディーゼル車の対策地域運行禁止	排出基準を満たしていない車両のNOx・PM対策地域内での使用抑制	
対策地域	埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・愛知県・三重県・大阪府・兵庫県の対策地域	大阪府NOx・PM法対策地域内	阪神東南部地域(神戸市灘区、東灘区、尼崎市、西宮市南部、芦屋市、伊丹市)	埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県	愛知県NOx・PM対策地域内	
排出規制物質	NOx及びPM			PM	NOxおよびPM	
対象自動車	対策地域内に使用の本拠の位置がある自動車	対策地域内を発着する自動車	対策地域内を運行する自動車	対策地域内を運行する自動車	対策地域内を運行する自動車	
対象となる車種	ガソリン、LPG車を含むトラック、バス、特種車(例外有)、ディーゼル乗用車	トラック、バス、特種自動車(乗用車、二輪車などを除く)	車両総重量8トン以上の普通貨物車及び特種車(特例有)、定員30人以上のバス	ディーゼルのトラック、バス、特種自動車(特例有)	ガソリン、LPG車を含むトラック、バス、特種車(例外有)	
規制開始時期	平成14年10月1日	平成21年1月1日	平成16年10月1日	平成15年10月1日	平成22年8月13日	
排出基準	NOx	トラック・バス・特種自動車(車両総重量3.5トン以下)、乗用車 →ガソリン車並の排出基準	自動車NOx・PM法と同じ	規制なし	規制なし	自動車NOx・PM法と同じ
		トラック・バス・特種自動車(車両総重量3.5トン超) →長期規制車並の排出基準	自動車NOx・PM法と同じ	自動車NOx・PM法と同じ		自動車NOx・PM法と同じ
	PM	トラック・バス・特種自動車(車両総重量3.5トン以下)、乗用車	自動車NOx・PM法と同じ	自動車NOx・PM法と同じ	トラック・バス・特種自動車 ●千葉県、神奈川県	自動車NOx・PM法と同じ

	→新短期規制の1/2の排出基準			→長期規制並の排出基準	
	トラック・バス・特種自動車(車両総重量 3.5トン以下)	自動車NOx・PM法と同じ	自動車NOx・PM法と同じ	●東京都、埼玉県 →新短期規制並の排出基準	自動車NOx・PM法と同じ
	→長期規制並の排出基準				
猶予期間の目安(初度登録日からの期間)					
普通トラック	9年間		10年間(GVM8t以上)	7年間	9年間
バス(30人以上)	12年間		13年間	7年間	12年間
マイクロバス	10年間		規制無し	7年間	10年間
特種自動車	10年間		11年間	7年間	10年間
規制担保手段	車検	大阪府適合車等標章(ステッカー)表示義務、荷主、旅行業者等の一部報告の義務、立入検査など	路上検査やカメラ検査	自動車Gメンの立入検査、路上検査	荷主等、旅行業者等の一部報告の必要有り
罰則	車検証不交付 道路運送車両法第58条違反となります。同法第108条第1項により、6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。	適合車の使用命令違反は、50万円以下の罰金。適合車の確認、記録をしていない荷主などに改善命令、違反には20万円以下の罰金など。	①運行禁止規定違反、20万円以下の罰金。②違反する恐れ、措置命令、違反は20万円以下の罰金。③荷主等に運送事業者の規定遵守措置勧告、従わない荷主等の事業者名公表	①違反車両の運行禁止命令。従わない場合、違反者の公表や50万円以下の罰金対応。②荷主に条例を遵守する自動車の使用を指示する等、必要処置勧告。従わない場合は、違反者の公表。	愛知県要綱上ではなし。
備考	自動車NOx・PM法適合車ステッカー			東京都適合車ステッカー等	

3. 導入の効果

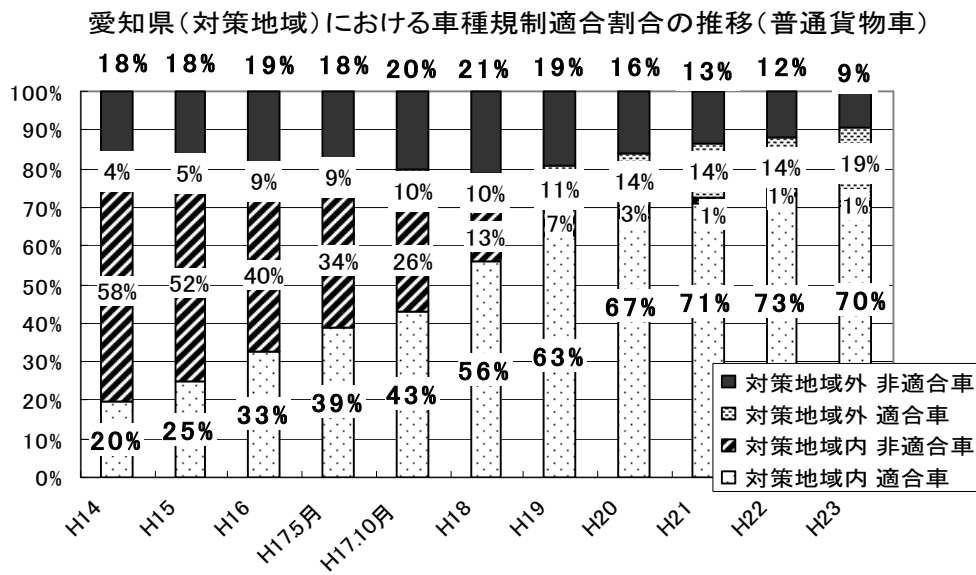
(1) 首都圏 1 都 3 県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）

平成 15 年 1 月施行された条例により、対策地域外の非適合車割合が、14%（H15）から 6%（H23）になっています。



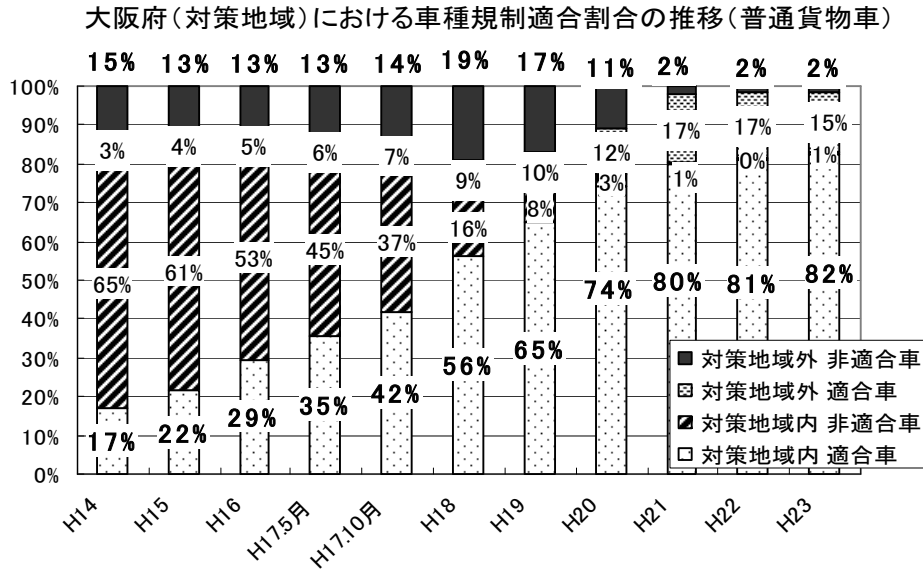
(2) 愛知県

平成 22 年 8 月に施行された要綱により、対策地域外非適合車は 12%（H22）から 9%（H23）になっています。



(3) 大阪府

平成19年10月条例公布により、対策地域外非適合車割合が17%（H19）から2%（H23）になっています。



(4) 兵庫県

平成16年10月施行により、対策地域外非適合車割合は22%（H16）から8%（H23）になっています。

